

1 実践事例集の 活用にあたって

実践事例集の活用にあたって

1 子どもたちを取り巻く情報社会の現状について

今日、情報社会の進展により、子どもたちが気軽にインターネットを利用できるようになっています。内閣府「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果」によると、青少年の7割台後半がインターネットを利用しており、その情報端末は、スマートフォン(42.9%)、ノートパソコン(23.0%)、携帯ゲーム機(18.5%)、タブレット(12.6%)、デスクトップパソコン(11.0%)、携帯音楽プレイヤー(9.5%)など多岐にわたっています。このような状況のなか、青少年のインターネット利用は、学校種が上がるにつれて長時間傾向を示しており、とりわけ、高校生では、6割台前半がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用しているという結果がでています。

また、警察庁「コミュニティサイトに起因する事犯に係る調査結果(平成26年上半期)」によると、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童生徒は698人(前年同期比100人増)となっており、平成25年上半期以降増加傾向にあります。同じく、文部科学省「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめの態様に関して、「携帯電話等での誹謗中傷」が8,788件と年々増加しており、このような傾向は本県においても同様です。

インターネットの普及により、正しく、安全に利用すれば、たいへん便利で生活も豊かなものとなります。しかしながら一方で、使い方を誤ってしまうと、その誤った情報が一瞬のうちに全世界に広がり、回収できなくなったり、いじめや犯罪等のネットトラブルに巻き込まれたりすることも危惧されます。

私たちは、これからの情報社会を生き抜く児童生徒に、「情報モラル」をしっかりと身に付けさせ、ネットトラブルから自分自身を守るための判断力や実践力を養う学習を展開していく必要があります。

2 情報モラルとは

「情報モラル」とは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編)、その範囲は、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」など多岐にわたっています。

3 児童生徒に情報モラルを身に付けさせるためには

「情報モラル教育」とは、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、情報手段をいかに上手に賢く使っていか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育であり、その柱は次の5つになります。(P4～5参照)

1. 情報社会の倫理(情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度)
2. 法の理解と遵守(情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解)

- し、それらを守ろうとする態度)
3. 安全への知恵（情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度)
 4. 情報セキュリティ（生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識)
 5. 公共的なネットワーク社会の構築（情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度)

また、学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校とも、総則の「指導計画の作成等（教育課程の実施等）に当たって配慮すべき事項」として、「各教科（・科目）等の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の適切な活用や情報モラルを身に付けるための学習活動を充実すること」が示されており、「全ての教科等における全ての教員による情報モラル教育」の推進が求められています。

さらに、小学校・中学校の道徳の「指導に当たっての配慮事項（指導計画の作成と内容の取扱い）」では、「児童（生徒）の発達段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること」としており、道徳教育での情報モラルの指導について位置付けを明確にしています。

4 情報モラル教育実践事例集の活用について

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、学校教育における情報モラルに関する指導の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るために、「情報モラル教育実践事例集」を作成しました。

この事例集には、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校あわせて8つの事例を掲載しており、その事例のなかには、「個人情報の取扱いの問題」「ネットにおけるコミュニケーションの問題」「ネットいじめ」「ネット依存」など喫緊の課題についても取り上げています。

併せて、学習指導要領の趣旨に沿って、情報モラル教育を各教科等の学習で取り扱えるよう、道徳の時間や特別活動（学級活動）はもちろん、保健体育、技術・家庭科、国語と、様々な教科・領域での実践事例を示しています。

(1) 本事例集の見方

各実践事例については、はじめに、次のような表を示して、校種、学年、教科等、キーワード、題材名、本時のねらい、使用する資料、指導項目が分かるようにしています。

校種	小学校	学年	中学年	教科等	学級活動	キーワード	ネットコミュニケーション
題材名	うまく伝わったかな？					指導する時間	1時間
本時のねらい	相手が見えないコミュニケーション手段の特徴を理解し、相手の立場を考えた行動をとることができる。						
使用する資料	「適切なコミュニケーション」 出典：文部科学省 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 動画教材 http://jouhouka.mext.go.jp/information_moral_manual.html					指導項目	
						c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	

この指導項目は4・5ページの情報モラル教育指導事項表に対応しています。

この表の次に、各教科等の学習指導案の形式に沿った形で、実践事例を掲載しています。加えて、学習で使えるアンケートやワークシート等の例も示していますので、学校の実情や児童生徒の実態にあわせてご活用ください。

(2) 実践するにあたって

- 実態把握を行いましょう。
 - ・ 児童生徒を取り巻く情報にかかわる環境は日々進化しています。まずは、アンケート調査等を用いて、実態を把握しましょう。
- 年間指導計画に沿って学習を行いましょう。
 - ・ 各教科や領域の年間指導計画に情報モラルについての学習を位置付け、系統的・計画的に情報モラル教育を推進するよう努めましょう。
 - ・ 「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」の策定に伴い、「インターネットによる人権侵害」が新たな人権課題として追加されたことを踏まえ、人権教育年間指導計画にも情報モラルについての学習を位置付け、人権教育の視点と重ねて学習しましょう。
- 資料や教材の工夫を行いましょう。
 - ・ 既存の教科書教材や資料だけでなく、文部科学省や国立教育政策研究所、総務省、警察庁などのホームページには、すぐに使えるプレゼン資料や映像資料などが公開されています。本事例集の実践事例にもいくつか活用しています。巻末に参考サイトを掲載していますので、児童生徒の実態に合わせて活用しましょう。

●情報モラル指導事項表

分類	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年
1 情報社会の倫理	発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ		
	a1-1:約束や決まりを守る	a2-1:相手への影響を考えて行動する	a3-1:他人や社会への影響を考えて行動する
	情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
2 法の理解と遵守	情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
	c1-1:生活の中でのルールやマナーを守る	c2-1:情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1:何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない
			c3-2:「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
3 安全への知恵	情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d1-1:大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1:危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1:予測される危険の内容がわかり、避ける
	d1-2:不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2:不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2:不適切な情報であるものを認識し、対応できる
	情報を正しく安全に利用することに努める		
	e1-2:知らない人に、連絡先を教えない	e2-1:情報には誤ったものもあることに気づく e2-2:個人の情報は、他人にもらさない	e3-1:情報の正確さを判断する方法を知る e3-2:自他の個人情報を、第三者にもらさない
	安全や健康を害するような行動を抑制できる		
	f1-1:決められた利用の時間や約束を守る	f2-1:健康のために利用時間を決め守る	f3-1:健康を害するような行動を自制する f3-2:人の安全を脅かす行為を行わない
4 情報セキュリティ	生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		
	g2-1:認証の重要性を理解し、正しく利用できる		g3-1:不正使用や不正アクセスされないように利用できる
	情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		
5 公共的なネットワーク社会の構築	情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		
	i2-1:協力し合ってネットワークを使う		i3-1:ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う

※ 文部科学省委託事業により作成した「情報モラル 指導実践キックオフガイド」(社団法人日本教育工学振興会)、「同 解説用資料」(財団法人コンピュータ教育開発センター)、情報モラル教育実践ガイダンス(国立教育政策所)を基に作成

●情報モラル指導事項表

分類	中学校	高等学校
1 情報社会の倫理	<p>情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす</p>	
	a	a5-1:情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	a4-1:情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	
2 法の理解と遵守	<p>情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する</p>	
	b	b5-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
	b4-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	
3 安全への知恵	<p>危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する</p>	
	d	d5-1:情報社会の特性を意識しながら行動する
	d4-1:安全性の面から、情報社会の特性を理解する	
4 情報セキュリティ	<p>情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける</p>	
	g	g5-1:情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
	g4-1:情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	
5 公共的なネットワーク社会の構築	<p>情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる</p>	
	i	i5-1:ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する
	i4-1:ネットワークの公共性を意識して行動する	

※ 文部科学省委託事業により作成した「情報モラル 指導実践キックオフガイド」(社団法人日本教育工学振興会)、「同 解説用資料」(財団法人コンピュータ教育開発センター)、情報モラル教育実践ガイダンス(国立教育政策所)を基に作成